

荒尾市民病院敷地における土壤汚染等地歴調査業務委託 仕様書

(目的)

本業務は、荒尾市民病院敷地における土壤汚染の有無を把握するための土壤汚染調査（土壤の採取調査）にあたって、試料採取の適切な場所や深さの設定及び調査対象物質の特定等を行うために地歴調査を行い、その基礎資料とすることを目的とする。

(業務内容)

1. 土壤地歴調査業務

本業務は、『土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第2版）』にもとづいて行い、下記の事項を実施する。

(1) 打ち合わせ・協議

本業務を実施するために必要な打ち合わせ・協議を実施する。打合せ回数は、業務着手前及び業務完了時を含み3回程度とする。

(2) 資料収集・調査

土壤汚染調査を実施する対象地の範囲を確定するための情報、土地の用途及び地表の高さの変更・地質に関する情報、特定有害物質による汚染のおそれに関する情報、公有水面埋め立て地に関する情報等を収集するために、対象地の履歴を調査するための公的・私的資料の収集を実施する。

(3) 現地踏査・聞き取り調査

現地の確認、関係者への聞き取り調査を実施する。

(4) 考察・報文執筆

資料調査、聞き取り調査、現地調査等で収集した情報を取りまとめ、土壤汚染のおそれの有無、試料採取を行う区画の選定、箇所数、汚染のおそれのある特定有害物質の調査項目等について、土壤汚染対策法に基づき検討し、報告書の作成を行う。

(5) 今後予定する土壤汚染調査にかかる見積仕様書作成

上記結果に基づき、今後予定する土壤汚染調査にかかる見積書の作成を行う。

(6) その他

土壤汚染対策法に基づく届出業務等の支援を行う。